

道路使用届・歩行者専用道路通行証発行 手順

道路使用届	歩行者専用道路通行証	行為	流れ	必要書類	内容
1	1	届け出	使用者 → 道路管理課 ◎	道路使用届	◎必要書類を3部提出する。
2	2	受付	使用者 ← 道路管理課		受付印を押印し、2部返却する。
3	3	許可申請	使用者 → 警察署※	道路使用許可申請書	道路使用許可申請書を所轄警察署へ申請する。
4	4	発行	使用者 ← 警察署※		道路使用許可書が発行される。(申請書提出後2～3日後)
-	5	提出	使用者 → 道路管理課 ★	道路使用許可書の写し、走行する車の車検証	★必要書類を道路管理課へ提出する。
-	6	発行	使用者 ← 道路管理課		歩行者専用道路通行証が発行される。

※所轄警察署

桜地区、谷田部地区 豊里地区、荃崎地区	つくば中央警察署 【つくば市竹園1丁目1番】 Tel029-851-0110
大穂地区、筑波地区	つくば北警察署 【つくば市北条5262番3】 Tel029-867-1191

◎必要書類
道路使用届
位置図、規制図、企画書

★必要書類
道路使用許可書の写し
走行する車の車検証